

<ワーケーションサービス規約>

第1条（目的）

ワーケーションサービス規約（以下「本規約」といいます。）は、本サービス（次条にて定義）の利用にあたり会員（次条にて定義）及び登録希望者（第3条にて定義）が遵守すべき事項を定めたものです。

第2条（定義）

本規約において使用する用語の意味は、次に定めるとおりとします。

- ① 「当社」とは、株式会社デジタルシフトをいいます。
- ② 「会員」とは、第3条第2項に定める会員登録が完了した法人又は個人事業者をいいます。
- ③ 「本サイト」とは、当社が運営する本サービスに関するウェブサイト（<https://www.ds-workation.jp>）をいいます。
- ④ 「本サービス」とは、当社が「ワーケーションサービス」という名称を冠して運営及び提供する、サブスクリプション型ワーケーション手配サービス（サービスの名称を問わず、サービスの名称が変更された場合、新たなサービスが追加された場合を含みます。）をいいます。
- ⑤ 「プライバシーポリシー」とは、当社が指定するウェブサイト（https://digitalshift.co.jp/privacy_policy）に掲載する当社のプライバシーポリシーをいいます。
- ⑥ 「会員情報」とは、会員が当社に提供した会員の属性に関する情報（「個人情報の保護に関する法律」に定める「個人情報」を含みます。）をいいます。
- ⑦ 「利用ガイド等」とは、当社が別途定める本サービスの利用に関するガイド等（「プランについて」及び「よくある質問」等を含みますが、これらに限りません。）をいいます。
- ⑧ 「利用約款等」とは、本サービスの利用にあたり別途適用される約款及び特約等（旅行業約款を含みますがこれに限りません。）をいいます。なお、利用ガイド等及び利用約款等は、本規約と一体の文書として会員を拘束するものとします。
- ⑨ 「提携施設」とは、本サービスを通じて会員が利用することができる外部の施設をいいます。
- ⑩ 「反社会的勢力」とは、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員をいいます。

第3条（会員及びプラン登録）

1. 本サービスの利用を希望する法人又は満18歳以上の個人事業者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約及びプライバシーポリシーの全ての条項に同意の上、当社所定の入力フォームに必要な会員情報を入力し、当社が定める本サービスのプラン一覧から希望するプランを選択のうえ、当社に対して、登録に関する申請（以下「登録申請」といいます。）を行うものとします。なお、登録希望者が登録申請のために入力した会員情報について、当社は、当該申請手続きの処理のために使用するものとします。
2. 当社は、前項の登録（以下「会員登録」といいます。）を許諾する場合、その旨を当該登録希望者に通知します。会員が第9条に定めるプラン利用費の決済が完了した時点で、会員登録は完了し、会員と当社との間に本規約をその内容とする契約（以下「本契約」といいます。）が成立するものとします。
3. 会員は、登録申請時に選択したプラン（以下「登録プラン」といいます。）の変更を希望する場合には、当社所定の手続きにより登録プランの変更に関する申請を当社に行うものとします。
4. 会員は、会員情報について、常に正確な情報が登録されるよう管理する責任を負い、会員情報の全部又は一部に変更が生じた場合は、速やかに当社所定の手続きによりこれを修正するものとします。
5. 当社は、登録希望者が以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、登録希望者に対する事前の通知又は理由の説明なしに、登録希望者の会員登録を拒否することができるものとします。
 - (1) 過去に当社から会員たる資格を抹消又は停止されたことがある場合。
 - (2) 会員情報に虚偽、誤記又は記入漏れがある場合。
 - (3) 反社会的勢力に該当する、又はそのおそれがある場合。
 - (4) 満18歳未満の個人事業者の場合。
 - (5) 前各号に定める他、当社が不相当と判断した場合。

第4条（アカウント管理）

1. 当社は、会員登録の完了後遅滞なく、会員に対してアカウントを設定します。
2. 会員は、当社が付与したアカウントのID及び自らが設定したパスワードを第三者（他の会員を含み、以下同様とします。）に開示、貸与又は共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう厳重に管理（パスワードを適宜変更する措置を含みます。）するものとします。
3. 第三者が前項のID及びパスワードを用いて本サービスを利用した場合、当該行為は会員の行為とみなされ、会員及び第三者が被った損害について、当社はその責任を負わないものとします。

第5条（サービスの利用）

1. 会員は、別途当社が定める登録プランの条件に従い、本サービスを利用することができません。
2. 会員は、本サービスを利用するにあたり、提携施設の運営者と宿泊契約を締結するものとし、当該運営者が定める規約（宿泊約款、利用規約、キャンセルポリシー、その他名称を問いません。以下「宿泊約款等」といいます。）を遵守するものとし、なお、会員が何らかの事由（会員が宿泊約款等に違反した場合を含みますがこれに限りません。）により、提携施設の運営者と宿泊契約を締結できなかった場合又は提携施設の運営者により当該契約を解除された場合であっても、当社は一切その責任を負いません。
3. 会員が本サービスを通じて提携施設を利用する場合、会員は、宿泊約款等の定めに従い、提携施設の運営者が管理するウェブサイトから、提携施設の予約をする必要があります。会員が提携施設を利用できる1か月あたりの日数は、登録プランに応じた利用可能日数を超えることはできません。

第6条（電磁的方法による取引条件書等の交付）

1. 当社は、前条第3項の予約について、旅行業法第12条の4第2項に定める取引条件の説明書面及び同法第12条の5第1項に定める契約内容を記載した書面（以下併せて「取引条件書等」といいます。）の交付に代えて、同法第12条の4第3項及び同法第12条の5第2項の定めに基づき、本サイトに掲示する方法により、取引条件書等に記載すべき情報（以下「取引条件情報」といいます。）を会員に提供することができるものとし、会員はこれを予め承諾します。
2. 会員は、本規約及び取引条件情報が旅行業法第12条の4第2項による取引条件説明書面であり、会員と提携施設との間に利用に関する契約が成立した場合は契約書面の一部となることを確認します。本規約及び取引条件書等に記載のない事項については、当社の定める旅行業約款（手配旅行契約の部）によるものとし、

第7条（サービスの中断・変更・終了）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員に対して予め通知することなく、本サービスの全部又は一部を一時的に中断できるものとし、
 - (1) 本サービス提供のために、当社又は委託先が管理又は使用するシステム、ソフトウェア、サーバー、その他の設備（以下「本件システム」といいます。）の保守点検又は工事等を行う場合。
 - (2) 本件システムに障害が発生した場合。
 - (3) 電気通信事業者の提供する役務に起因して、本サービスの提供が困難となった場合
 - (4) 提携施設に起因して、本サービスの提供が困難となった場合
 - (5) 前各号の他、当社が本サービスの全部又は一部を一時的に中断する合理的理由が認め

られると判断した場合。

2. 当社は、会員に対して事前に通知することなく、本サービスの内容や仕様を変更することができるものとします。但し、当該変更が会員に与える影響が大きいと当社が判断した場合には、事前に通知又は本サイト若しくはその他のウェブサイト上に掲載することがあります。
3. 当社は、会員に対して終了予定日の1か月前までに通知又は本サイト若しくはその他のウェブサイト上に掲載することによって、本サービスの全部又は一部を終了することができるものとし、これにより本サービスの全部が終了したときは、終了日に本契約も終了するものとします。この場合、会員登録は、当該終了日において抹消されます。
4. 当社は、本条に基づく事項によって会員に発生した損害又は不利益について、その責任を負わないものとします。但し、本条に定める中断・変更・終了に起因し、会員が第11条第1項に基づき本サービスの利用を解約することは妨げません。なお、会員による本サービスの解約より前に、前項の定めに従い本契約が終了した場合には、その時点で会員登録は抹消されます。

第8条（免責及び非保証）

1. 会員は、本サービスの内容について、その信頼性、正確性及び有用性等について会員自身で判断し、本サービスを利用するものとします。
2. 当社は、以下の各号のいずれについても保証するものではなく、会員は、当該非保証について同意のうえ、自己の責任において本サービスを利用するものとします。
 - (1) 本サービス及び本件システムに不具合、エラー又は障害が生じないこと。
 - (2) 本サイト及び本件システムにおいて、第三者がウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を掲載し又は配信していないこと。
 - (3) 本サービスが会員の期待を満たし、何らかの成果を上げ又は目的を達成すること。
3. 当社は、提携施設の利用に関して会員が被った損害（天災地変、火事、その他のトラブルにより提携施設を利用できなかったことを含みますが、これらに限りません。）について、賠償する責任を一切負わないものとします。
4. 当社は、天災地変、火事、労働争議、戦争、暴動、内乱、テロ行為、疫病、委託先の債務不履行、法令又は規則の制定又は改廃、公権力による命令又は処分、争議行為、輸送機関又は通信回線等の事故、第三者によるハッキング又はクラッキング、ウイルス等の有害なコンピュータープログラム、その他当社の管理の及ばない事項などの不可抗力による本規約上の債務不履行につき、その責任を負わないものとします。

第9条（支払い）

1. 会員は、本契約の有効期間中、登録プランに応じて、当社が別途定めるプラン利用費を

毎月支払うものとしします。

2. 会員は、プラン利用費をクレジットカード決済により支払うものとし、当該支払いについては、各クレジットカード会社の会員規約に基づき、各クレジットカード会社引落日に、ご指定の口座から引落されます。なお、会員登録完了日（初回プラン利用費決済完了日）より1か月間を初月のプラン利用費の対象期間とし、2か月目以降は、当該決済完了日と同日を当月のプラン利用費の支払期日、当該支払期日より1か月間をプラン利用費の対象期間としします。

例:会員登録完了日（初回プラン利用費決済完了日）：7月10日

2か月目以降プラン利用費支払期日：8月10日、及び以降毎月10日

なお、第3条第3項に基づき対象期間の途中で登録プランの変更等を行った場合、当該変更が受理された日の翌対象期間から変更後の内容が適用されるものとしします。

3. 当社は、本サービスの内容変更等により、プラン利用費を改定する場合があります。なお、プラン利用費を改定する場合は、改定日の1か月前までに会員に通知するものとしします。
4. 会員は、本サービス利用の有無にかかわらず、本契約の有効期間中はプラン利用費を支払うものとしします。

第10条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、当社が別途プラン毎に定めるものとしします。
2. 会員が、当社が別途プラン毎に定める期日までに更新しない旨の当社所定の手続きによる意思表示がない限り、本契約は同一条件をもって更新されるものとし、以後も同様としします。

第11条（解約及び会員登録の抹消）

1. 会員は、本サービスの利用終了を希望する場合、当社が別途プラン毎に定める条件に従って解約に関する手続きを行うものとしします。会員が当該手続きを行い、当社が手続き完了の通知を発した時点で、当社と当該会員間の本契約は終了するものとし、会員登録は抹消され、当該会員は、本サービスを利用することができなくなります。なお、解約手続きが完了した場合、次回以降のプラン利用費の引き落としは行われません。また、解約手続きが当該会員のプラン利用費の対象期間の途中で完了した場合であっても、当社は、既に受領したプラン利用費に関し、日割り清算等による返金はいりません。
2. 当社は、会員登録の完了後においても、以下の各号のいずれかに該当すると判断した場合、会員に対する事前の通知又は理由の説明なしに、当該会員による本サービスの利用を一時的に若しくは永続的に停止し、又は当該会員の会員登録を抹消することができるものとしします。なお、当社は、これにより会員に生じた結果について、その責任を負わないものとしします。

- (1) 会員が第 3 条第 5 項各号の定めに該当する場合。
 - (2) 会員が法令、本契約、利用ガイド等若しくは利用約款等に違反した、又は違反するおそれがある場合。
 - (3) 会員がプラン利用費を支払わなかった場合。
 - (4) 第三者から当社が合理的と認める根拠に基づき会員の登録抹消依頼があった場合。
 - (5) 会員が当社からの通知等を一定期間受領できない状態にあると、合理的に推定できる場合。
 - (6) 本規定に基づき本契約を解除又は解約にした場合、その他本契約が終了した場合。
 - (7) 前各号に定める他、会員が本サービスの利用を継続することが著しく不適當であると、合理的に認められる場合。
3. 前二項、第 7 条第 3 項又は第 13 条第 2 項に基づき会員登録が抹消された場合でも、当社は、一定の期間、当該会員の会員情報及びアカウントを保持する場合があります。

第 12 条 (権利の帰属等)

1. 本サービスに関連して当社が提供したすべての情報 (アイデア、コンセプト、ノウハウ等を含みますが、これらに限りません。また、有形無形及びその提供方法を問いません。) 及び本件システムに関する、著作権 (著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含み、以下同様とします。)、商標権、特許権、意匠権等の知的財産権、その他の一切の権利 (以下「知的財産権等」といいます。) は、当社又は当社にライセンスを許諾した第三者に帰属します。会員は、当社の事前の書面による許諾なく知的財産権等を利用 (複製、頒布、上映、配信、販売などを含みますが、これらに限りません。) することはできません。
2. 会員は、本件システムの複製、改変、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他本サービス及び本件システムにかかる知的財産権等を侵害する行為を一切行ってはならないものとします。

第 13 条 (禁止行為)

1. 会員は、本サービスの利用にあたり、以下の事項に該当する行為を行ってはならないものとします。
 - ① 本件システムに蓄積された情報を不正に書き換え、又は消去する行為。
 - ② 第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - ③ ウイルス等の有害なコンピュータープログラム等を送信又は掲載する行為。
 - ④ その行為が前事項のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様又は目的で本サービスを利用する行為、又は第三者をして利用させることを助長する行為。
 - ⑤ 公序良俗に違反すると当社が判断した行為。
2. 会員が前項の定めに違反した場合、当社は、会員登録の抹消及び本サービスの一部又は全部の利用停止等の措置をとることができます。

第 14 条 (秘密保持)

1. 会員は、本サービスを提供又は利用するにあたり秘密である旨を明示されたうえで当社から開示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密として扱うものとします。
2. 会員は、当社の事前の書面による承諾を得ることなく秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。但し、本サービスの利用のため秘密情報を知る必要がある会員の役員若しくは従業員又は、弁護士、会計士若しくは税理士等法令の定めるところに従い守秘義務を負う第三者に対し秘密情報を開示する場合を除きます。
3. 第 1 項の定めにかかわらず、以下の各号に定める情報は、秘密情報には含まれません。
 - (1) 当社による開示の時点において公知となっていた情報。
 - (2) 当社による開示の時点において、秘密保持義務を負担することなく既に会員が所有していた情報。
 - (3) 当社による開示の後に、会員の契約違反、不作為、懈怠又は過失等によらずに公知となった情報。
 - (4) 当社から開示されたいかなる情報にもよらずに独自に開発した情報。
 - (5) 何らの秘密保持義務を負担することなく正当な権限を有する第三者から合法的に開示された情報。
4. 会員は、当社の書面による承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合、当該第三者に対し、会員の責任において、本条の定めと同等の秘密保持義務を負わせるものとします。また、当該第三者の秘密情報の取扱いに係る行為について、一切の責任を負わなければなりません。
5. 会員は、当社の事前の承諾なしに秘密情報を本サービスの提供又は利用に必要な範囲を超えて使用又は複製してはなりません。なお、秘密情報を複製した場合、その複製物も秘密情報として扱うものとします。
6. 会員は、法令の定めるところに従い、裁判所その他の公的機関等から秘密情報の開示を要求された場合、又は金融商品取引所の規則に基づき開示を要求された場合、かかる要求に対応するために必要な範囲で秘密情報を開示することができます。但し、かかる要求を受けた当事者は、その旨を速やかに当社に対して通知し、当社の秘密情報を保護するために必要となる措置を可能な限り執るものとします。
7. 本契約が終了した場合、又は当社から要求があった場合には、会員は、当社の指示に従って、秘密情報を直ちに当社に返還し、又は破棄若しくは消去しなければなりません。但し、法令の定めるところに従い秘密情報を保管する場合を除きます。
8. 事由の如何を問わず、本契約の終了後であっても、本条のうち第 2 項及び第 5 項なお書きの規定は永続、その他の規定は終了後 5 年間存続するものとします。なお、第 7 項但書に基づき秘密情報を保管する場合、当該保管に関しては、これが終了するまで本条の定めが有効に適用されるものとします。

第 15 条 (反社会的勢力の排除)

1. 当社及び会員は、それぞれ、相手方に対し、以下の各号に掲げる事項を表明し、本契約の有効期間中、これを保証します。
 - (1) 自らが、反社会的勢力ではないこと、又は反社会的勢力でなくなった時から 5 年を経過していること。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）、従業員及び顧問その他のアドバイザーが反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難される関係を有していないこと。
 - (3) 自らが反社会的勢力と次のいずれかの関係を有していないこと。
 - (ア) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - (イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどして反社会的勢力の維持又は運営に協力していると認められる関係
 - (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (5) 自ら又は第三者を利用して本契約に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為、風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の業務を妨害する行為、信用を毀損する行為その他不法な行為をしないこと。
2. 当社及び会員は、相手方が前項に違反した場合には、催告を要することなく相手方に書面（電子メールその他の電磁的方法は含みません。）で通知することにより、本契約を解除することができます。当該解除は、解除した当事者による相手方に対する損害賠償請求を妨げません。
3. 前項の規定により本契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じた自己の損害について相手方に対して一切の請求を行いません。
4. 第 2 項の規定により会員が本契約を解除された場合、プラン利用費等の返金は一切行いません。

第 16 条 (本規約の改定)

1. 当社は、その裁量により、本規約の内容を変更することができるものとし、また、当該変更により会員に生じた損害について、一切その責任を負いません。
2. 当社は、本規約を変更する場合、変更後の内容について会員に通知又は本サイトその他のウェブサイト上に掲載するものとし、なお、会員が当該通知又は掲載後 30 日以内に、本サービスの解約手続を行わない場合には、当該変更同意したものみなします。

第 17 条 (損害賠償)

1. 会員は、本規約、利用ガイド等及び利用約款等に違反することにより、又は本サービス

の利用に関連して当社に損害を与えた場合は、当社に対しその損害（弁護士費用を含みますが、これに限りません。）を賠償する責任を負うものとします。

2. 当社は、当社の故意又は重過失による場合を除き、本サービスの利用に関して会員が被った損害について、当該損害が生じた過去 1 か月間におけるプラン利用費相当額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとします。

第 18 条（通知）

本規約に別段の定めがある場合を除き、本規約に基づく又はこれに関連する全ての通知、書面の交付及び情報の提供は、電子メール、若しくは本サイト又はその他のウェブサイトへの掲載、又はその他の電磁的方法を含むものとします。

第 19 条（譲渡禁止）

1. 会員は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本契約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、貸与その他の処分をすることはできません。
2. 当社が本サービスに係る事業を第三者に譲渡する場合、当該事業の譲渡に伴い、会員の本契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに会員登録に伴い登録された情報その他の情報を、当社は当該事業の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき、あらかじめ承諾するものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 20 条（準拠法等）

1. 本規約及び本契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されます。
2. 本規約の一部が法令に基づいて無効と判断された場合であっても、本規約のその他の規定は有効に存続するものとします。

第 21 条（専属的合意管轄）

本規約又は本契約に関して紛争が生じた場合、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 22 条（協議）

本規約及び本契約に定めのない事項、又は本規約及び本契約の解釈について疑義が生じた事項については、当社と会員が誠意をもって協議の上、信義に即して解決するものとします。

(以下、正文なし。)

2021年3月1日 制定・施行

株式会社デジタルシフト